

出資引受書記入上の注意

- 1 4部とも記名捺印のこと
- 2 日付は創立總會開催公告の日より以前であること
- 3 住所について
 - (1) 住所は行政区画による正式な地番を記入し、いわゆる「通称の字」等は書かないようにして下さい。
 - (2) 番地はアラビア数字(1、2、3...)で結構です。
- 4 氏名について
 - (1) 氏名は戸籍上の名前を記入して下さい。
 - (2) 法人の場合は必ず法人名及び代表者氏名を記入して下さい。

法人の方は個人の立場では組合員としての資格がありません。
この場合代表者氏名に冠する書き方は次のようにして下さい。

有 限 会 社	}代表取締役
株 式 会 社		
合 名 会 社	}代表社員
合 資 会 社		
- 5 捺印について

設立同意者が法人の場合には法人印を「法人名」に、代表者印を上部中央の「捨印」部分、及び「代表者名」部分に捺印する。

個人の場合も印鑑は出来るだけ実印(市町村へ届出)を使用してはっきりと押して下さい。
- 6 資本金額

設立同意者が法人の場合は払込済の資本金額を記入し、法人でない事業者の場合は記入の必要はありません。
- 7 従業員数

従業員数は、法人である事業者、法人でない事業者でも記入することが必要です。

従業員数は常時使用する従業員数を記載する。したがって臨時雇いの従業員とか、季節労働者等については計算に入れません。